

新型コロナウイルス感染症の影響による税金、貸し付け・総合相談

収入の減少や失業で、生活にお困りの人

総合相談窓口



休業等による収入減少で生活に不安のある人は、電話でご相談ください。家計・仕事・すまい・生活上の困りごとの相談窓口です。相談内容に応じて、生活困窮者自立支援制度などを活用し、専門の相談員がお手伝いします。

「家賃の支払い」にお困りの人へ



離職・廃業・休業等により経済的に困窮し、家賃の支払いにお困りの人は一定期間、家賃相当額(上限あり)を本市から住宅の貸主等の口座に直接振り込みます(複数の支給要件あり)。

新型コロナウイルス特例貸付 (緊急小口資金)



休業等で収入の減少や、一時的な生活維持のための費用を借りることができます。

- 貸付限度額 10万円以内(個人事業主等の収入減少により、生活費が不足するとき等、一定の要件に該当する場合は20万円以内)
- 償還期間 据置期間(12カ月以内)終了後24カ月以内
- 必要書類
 - ▶世帯全員分が記載された住民票(個人番号の記載がない、発行から3カ月以内)
 - ▶収入減少がわかる書類(減少前後の給与明細書等)
 - ▶顔写真入りの本人確認書類
 - ▶送金口座の通帳
 - ▶認印(シャチハタ不可)
 - ▶償還口座の通帳・届出印(三井住友・みなと・但馬・農協JAのいずれか)

※事前に電話でご相談の上、来所ください

【相談窓口】 芦屋市社会福祉協議会

☎31-0681/FAX32-7529/✉kurashi@ashiya-shakyo.com
月～金曜日 午前9時～午後5時30分(祝日除く)

税金に関すること

固定資産税・都市計画税 第1期分の納付の相談



固定資産税等の第1期分の納期限は4月30日(木)となっていますが、外出を控えることにより、納付ができなかった人は、納期限を6月30日(火)まで延長しますので下記へご連絡ください。

■対象 銀行やコンビニ等の窓口払いによる納付書をお持ちの人

■問い合わせ

債権管理課 ☎38-2014 (納期延長の相談)

課税課固定資産税係 ☎38-2017 (その他のお問い合わせ)

市税の納付が困難な人へ



事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年間の地方税徴収の猶予が受けられます(担保や延滞金は不要)。※猶予期間中も計画的に納付(分割納付など)ができます。

■対象 次のすべてに当てはまる人

- ▶令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ▶一時に納付・納入を行うことが困難であること。

■対象の市税

- ▶令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する個人市民税・法人市民税・固定資産税などの市税。
- ▶これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

■申請手続等

納期限(延長された場合は延長後の期限)までに申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料(難しい場合は口頭でも対応可能)を提出。

■問い合わせ 債権管理課 ☎38-2014

事業者の皆さんへ

芦屋市事業者支援緊急融資事業

- 実施期間 5月中
- 実施内容 中小法人および個人事業主の資金繰り対策として無利子・無担保の緊急融資(50万円・1年間据え置き)を実施。

休業要請事業者経営継続支援事業への市単独加算

- 実施期間 兵庫県の経営継続支援金支給決定後
- 実施内容 支給対象者のうち、飲食店等を営む個人事業主(支給額15万円)について市単独でさらに15万円を支給する(合計支給額30万円)。

問い合わせについては、決まり次第、市ホームページでお知らせします

5月31日(日)まで新型コロナウイルス感染症の影響により市主催のイベント**中止・延期**、市立施設の**閉鎖期間を延長**します。
詳しい情報は、市ホームページをご確認ください。

市内の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報

